

給 与 制 度

非現業国家公務員について

- 労働基本権制約の代償措置として人事院勧告制度。
- 国家公務員の給与等の勤務条件は、社会一般の情勢に適応するように定めることとされており、人事院は給与等の変更について、国会及び内閣に勧告。

●国家公務員法（抄）
（情勢適応の原則）

第 28 条 この法律に基いて定められる給与、勤務時間その他勤務条件に関する基礎事項は、国会により社会一般の情勢に適応するように、随時これを変更することができる。その変更に関しては、人事院においてこれを勧告することを怠つてはならない。

2 人事院は、毎年、少くとも一回、俸給表が適当であるかどうかについて国会及び内閣に同時に報告しなければならない。給与を決定する諸条件の変化により、俸給表に定める給与を百分の五以上増減する必要が生じたと認められるときは、人事院は、その報告にあわせて、国会及び内閣に適当な勧告をしなければならない。

I 給与制度

国家公務員の給与は、法律に基づいて定められており【給与法定主義】（国公法第63条等）、その官職の職務と責任に応じて決められることとされ【職務給の原則】（国公法第62条）、俸給及びこれを補完する諸手当から成り立っている。

俸給については、一般職給与法において、職務給の原則を実現するため多様な職種をその職務の類似性等によって11種17表の俸給表に分類している（一般職給与法第6条第1項）ほか、任期付職員法及び任期付研究員法においても俸給表を定めている。

また、手当は、それぞれの支給要件に該当する職員についてのみ支給（一般職給与法第10条の2～第19条の7（第15条等を除く）、寒冷地手当法等）。

俸 給 表 の 種 類

- | | | |
|----------------|--------------------|----------------|
| ・行政職俸給表（一）・（二） | ・専門行政職俸給表 | ・税務職俸給表 |
| ・公安職俸給表（一）・（二） | ・海事職俸給表（一）・（二） | ・教育職俸給表（一）・（二） |
| ・研究職俸給表 | ・医療職俸給表（一）・（二）・（三） | |
| ・福祉職俸給表 | ・専門スタッフ職俸給表 | ・指定職俸給表 |
| ・特定任期付職員俸給表 | ・第一号・第二号任期付研究員俸給表 | |

（注）平成22年10月現在。

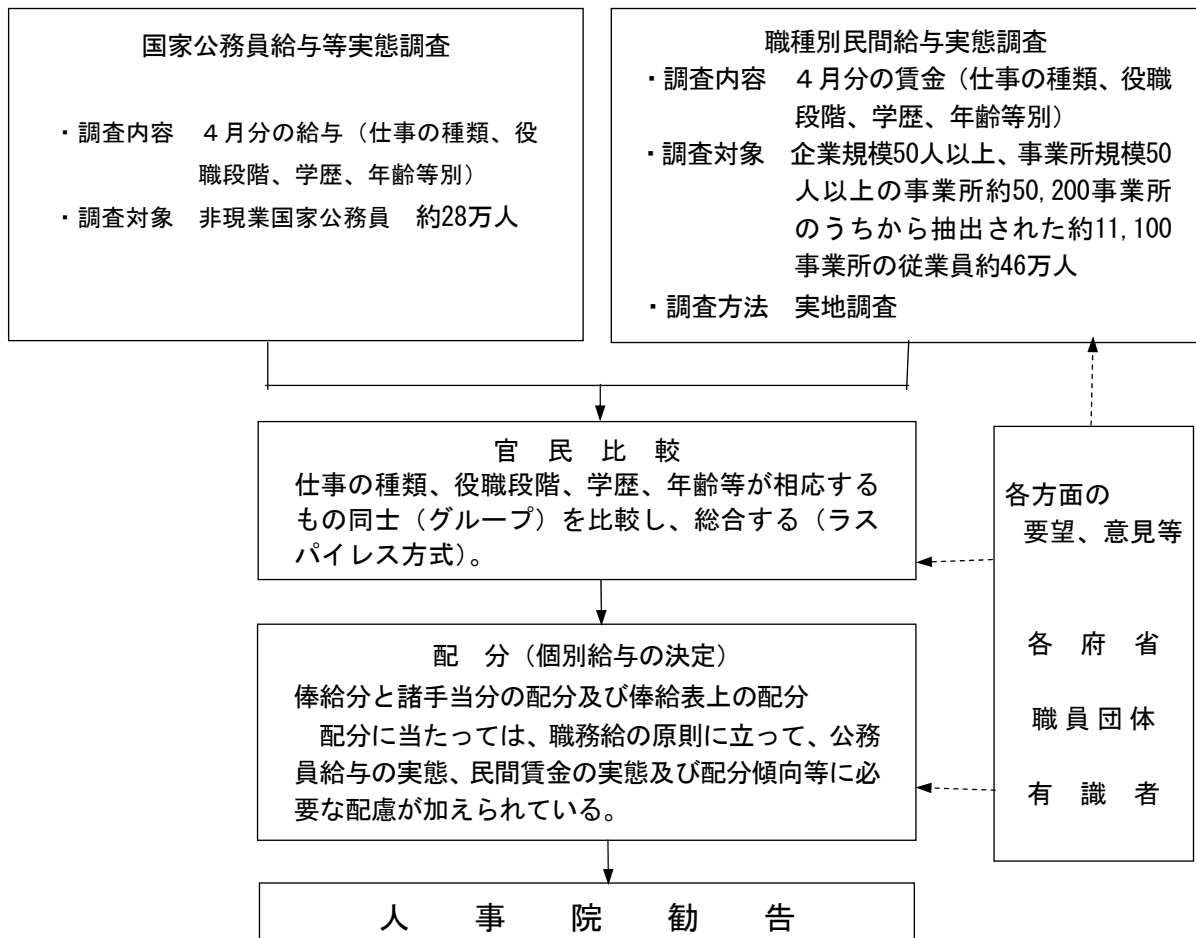
手 当 の 種 類

・ 俸給の特別調整額	・ 本府省業務調整手当	・ 初任給調整手当
・ 専門スタッフ職調整手当	・ 扶養手当	・ 地域手当
・ 広域異動手当	・ 研究員調整手当	・ 住居手当
・ 通勤手当	・ 単身赴任手当	・ 特殊勤務手当
・ 特地勤務手当	・ 超過勤務手当	・ 休日給
・ 夜勤手当	・ 宿日直手当	・ 管理職員特別勤務手当
・ 期末手当	・ 勤勉手当	・ 寒冷地手当
・ 任期付研究員業績手当	・ 特定任期付職員業績手当	等

(注) 平成 22 年 10 月現在。

Ⅱ 人事院勧告の手順

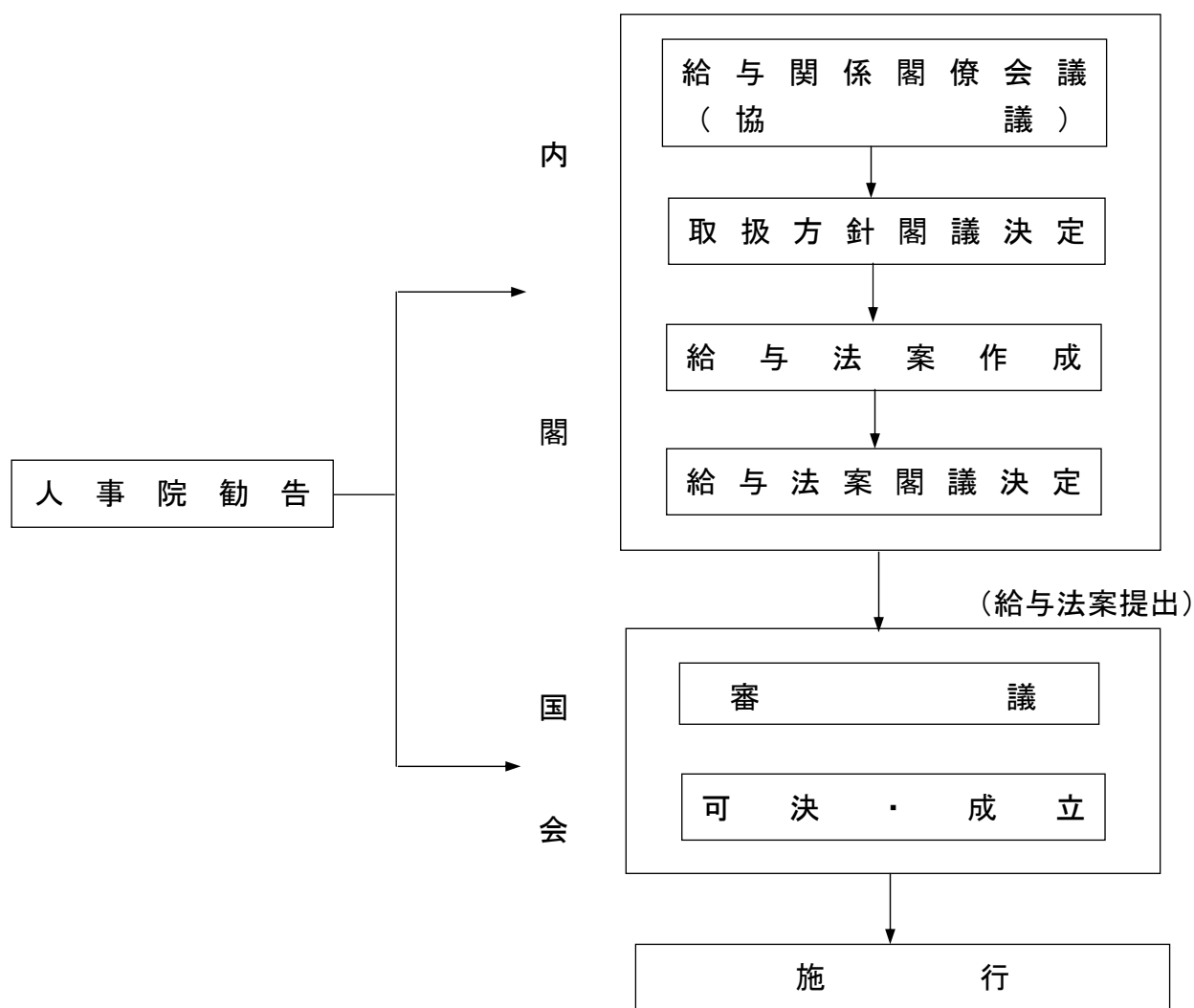
人事院は、国家公務員の給与について、民間の賃金との適正な均衡を確保することを基本として（民間準拠）、同じ条件（仕事の種類、役職段階、学歴、年齢等）にある者同士の官民の給与を比較した上で、所要の勧告。



(注) 平成 21 年の例。

Ⅲ 給与改定の手順

- 国家公務員の給与改定に当たっては、政府は、人事院勧告制度を尊重する基本姿勢に立って、国政全般との関連につき検討の上方針を決定。
- 国家公務員の給与は、最終的には、法律として国民の代表で構成される国会で決定。



※公務員の分類に応じた給与制度の主な特例

(1) 外務職員

在外公館に勤務する外務職員には、「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」により、外務職員の駐在国における体面を保つなどのため、在勤基本手当等が、一般職給与法に基づき支給される給与に併せて支給。

(2) 検察官

検察官に関しては、「検察官の俸給等に関する法律」により別途俸給等が定められている。毎年の給与水準は一般職給与法に準じて決定。

(3) 防衛省職員（※特別職）

防衛省職員に関しては、「防衛省の職員の給与等に関する法律」により別途給与が定められている。毎年の給与水準は一般職給与法に準じて決定。